平成２５年（フ）第８０号
広島県三原市小坂町1142番地２
債務者　早川　正樹
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮武　利行
4　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
広島県三原市小坂町1142番地２
債務者　早川　理子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮武　利行
4　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
宮崎県都城市一万城町86号11番地２ユアドミール203号
債務者　松岡　栄一
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１１６０号
さいたま市桜区大字神田567番地５、前住所埼玉県戸田市大字新曽1493番地の１
債務者　竹本　慎介
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７３号
埼玉県鴻巣市南１丁目18番16号、住民票上の住所青森県八戸市大字根城字大久保24番地４
債務者　上野　順也
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨澤　幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４９９号
兵庫県西宮市北名次町１番８―409号、前住所兵庫県西宮市寿町４番11号
債務者　植田　陽氏
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７０８号
京都市伏見区久我森の宮町10番地73
債務者　山脇建工こと　山脇　康友
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４４６９号
大阪府箕面市小野原東５丁目２番10号
債務者　山田　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１９号
青森県八戸市大字沢里字休場８番地１　セジュール沢里Ⅱ103号室、前住所青森県八戸市旭ケ丘１丁目２番地　県営住宅15―３
債務者　北爪　光江（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第５３８号
仙台市若林区伊在字土府12番地の４　昴マンション302、従前の住所仙台市泉区加茂２丁目78番地の27
債務者　佐藤　　弘
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５３９号
仙台市若林区伊在字土府12番地の４　昴マンション302、従前の住所仙台市泉区加茂２丁目78番地の27
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７００号
神戸市須磨区北落合４丁目37番15―108号
債務者　橋本　徹男
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８号
和歌山県日高郡日高川町大字滝頭229番地
債務者　寒川　清生
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第４０号
山口県萩市大字平安古町600番地３、前住所大阪府四條畷市米崎町２番45号
債務者　横山　　篤
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　善英
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
山口地方裁判所萩支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０８号
岐阜県大垣市安井町７丁目７番地
債務者　中村　静香
法定代理人成年後見人　岩田　幸義
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係